

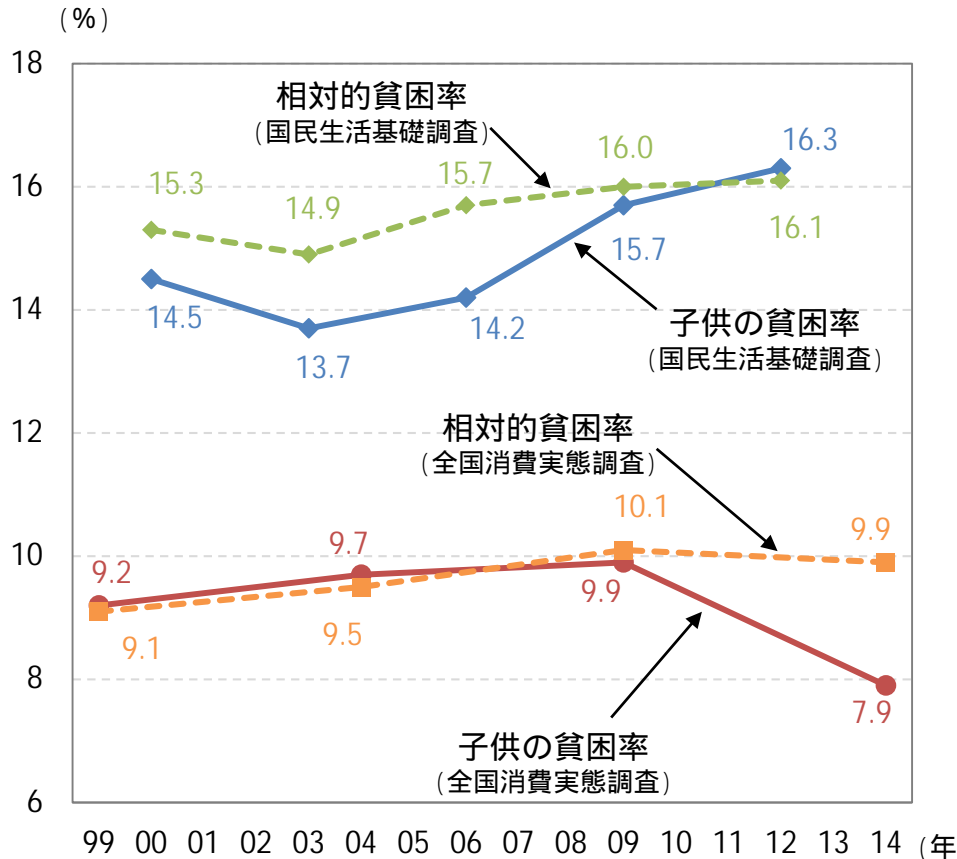
# 経済的支援について

2017年3月23日

# 子供の貧困率について

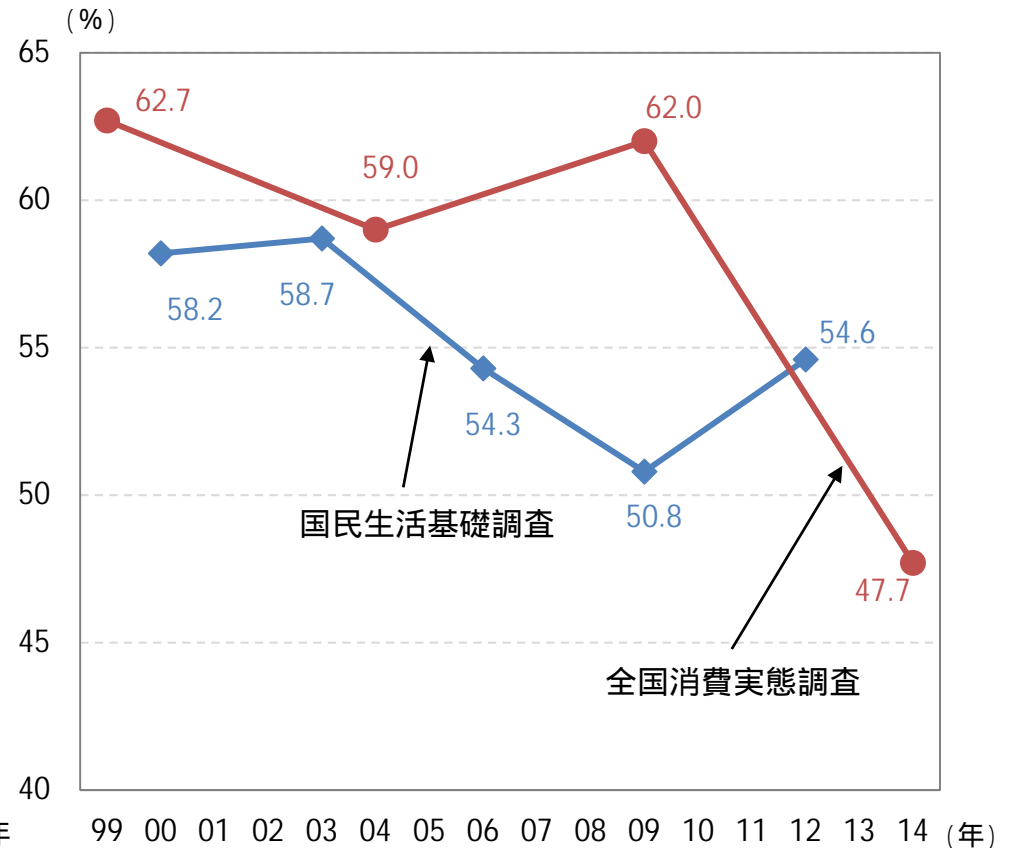
- 国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく子供の貧困率は上昇傾向にある。
- 全国消費実態調査（総務省）に基づく子供の貧困率が昨年初めて公開され、直近値は2%ポイント低下。
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は高い水準にある。

## 子供の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」より作成

## 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」より作成

# 子供の貧困率について

子どもの相対的貧困率に関する質問に対する答弁書（平成28年12月22日閣議決定）より抜粋

全国消費実態調査と国民生活基礎調査は、**それぞれその目的、調査方法等が異なる**ものであり、全国消費実態調査により算出された「子どもの相対的貧困率」と国民生活基礎調査により算出された「子どもの貧困率」との**どちらか一方を重視するということではなく、それぞれの数値の傾向を見ることが重要である**と考えている。

（参考）全国消費実態調査と国民生活基礎調査の概要

|         | 全国消費実態調査   | 国民生活基礎調査  |
|---------|--|---|
| 調査主体    | 総務省  | 厚生労働省   |
| 調査目的    | 家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る                                      | 保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的事項を調査する  |
| 調査客体    | 全国すべての市町村から4367調査単位区（1調査単位区は平成17年国勢調査の隣接する2調査区）を選定、各調査単位区から12世帯を無作為抽出し、全国で52404世帯を抽出 | 所得票については、国勢調査区から層化無作為抽出した2000単位区内のすべての世帯を調査客体としている  |
| 調査客体数   | <b>57,000世帯</b> （うち単身世帯4,400世帯）  | <b>36,000世帯</b>   |
| 集計客体数   | 集計客体数は55089世帯（2009年調査）。回収率は97%   | 集計客体数は26387世帯（2013年調査）。回収率は72%  |
| 調査対象外世帯 | 病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。単身世帯については学生も対象外                                      | 病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外   |
| 所得の調査方法 | 前年12月から調査年11月までの過去1年分の所得を調査  | 調査前年1月から12月までの1年分の所得を調査   |
| 調査系統    | <b>都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。</b> 調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている     | <b>福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。</b> 調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている |
| 実施頻度    | 5年に1回  | 3年に1回   |

# 児童扶養手当制度の概要

## 1. 概要

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)

## 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

## 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

## 4. 手当月額(平成28年度)

- ・児童1人の場合 全部支給: 42,330円 一部支給: 42,320円から9,990円まで
  - ・児童2人以上の加算額[2人目] 全部支給: 10,000円 一部支給: 9,990円から5,000円まで
  - [3人目以降1人につき] 全部支給: 6,000円 一部支給: 5,990円から3,000円まで
- 児童2人以上の加算額は平成28年8月から

## 5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

## 6. 受給状況

- ・平成28年3月末現在の受給者数 1,037,645人 (母:971,591人、父:60,928人、養育者:5,126人)

## 7. 予算額(国庫負担分)[29(28)年度予算案]1,783.9億円(1,745.7億円)

## 8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体: 都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担: 国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

## 制度の概要

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円（平成28年度）。

児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。

手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

## 改正の内容

児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。

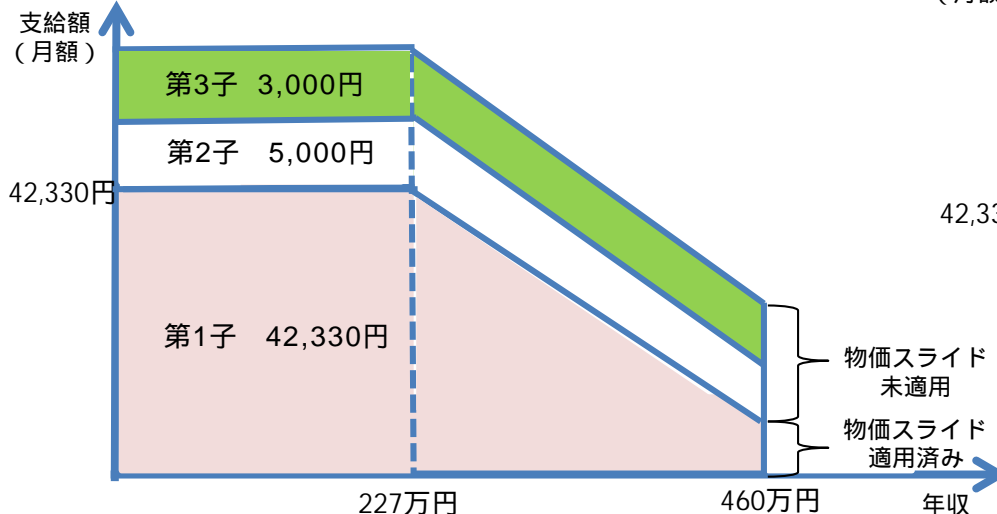
加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減（ ）させる。

（ ）支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。

平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

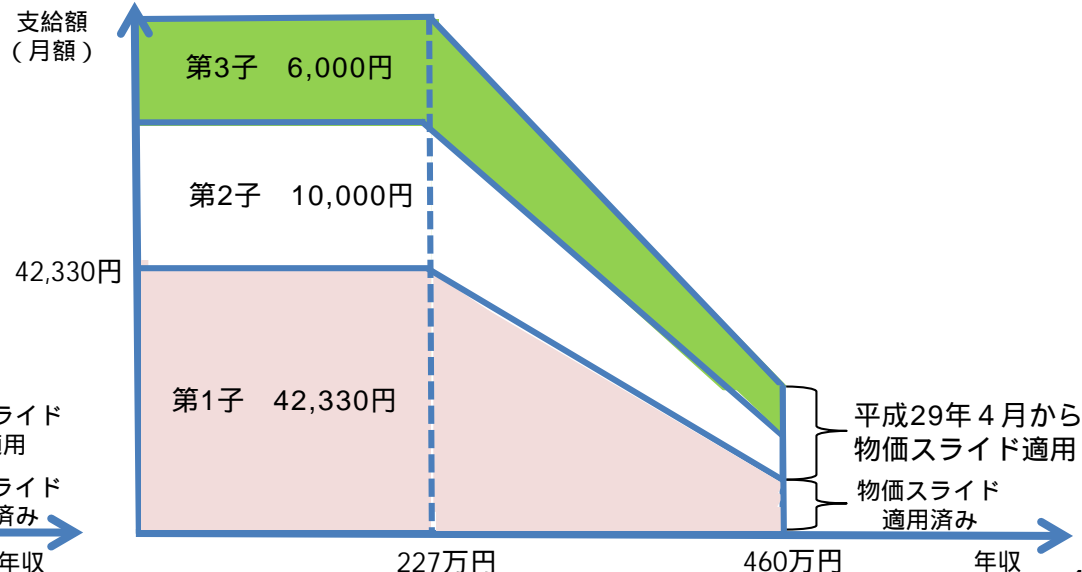
(例) 母1人子3人の場合のイメージ図

<改正前>



(一部支給停止が開始となる額)

<改正後>



(一部支給停止が開始となる額)

# 児童扶養手当の機能の拡充について

## 概要

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取組を充実する中で、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

|            |          |               |                                 |
|------------|----------|---------------|---------------------------------|
| ・ 本体額      | 42,330円  |               |                                 |
| ・ 多子加算額の増額 | 第2子加算額   | <u>5,000円</u> | 倍増 →                            |
|            | 第3子以降加算額 | <u>3,000円</u> |                                 |
|            |          |               | <u>10,000円</u><br><u>6,000円</u> |

年収に応じて支給額を逓減(本体額と同じ取扱)

平成29年度からは加算額についても物価スライドを適用

全受給世帯数:約106万世帯(27年3月末)

(うち 第2子加算額 約33万世帯、第3子以降加算額 約10万世帯)

・ 補助率 国1/3 都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

第2子:36年ぶり  
第3子:22年ぶり  
の引き上げ

## 平成28年度予算

予算額 国費:1,746億円 地方:3,492億円 事業費:5,238億円

うち、多子加算額の増額による所要額(4ヶ月分)

**国費:27.8億円 地方:55.6億円 事業費:83.4億円**

(平年度化した場合 国費:83.4億円 地方:166.8億円 事業費:250.2億円)

児童扶養手当法改正法が平成28年通常国会で成立(施行日は平成28年8月1日)

# 児童扶養手当受給者数の推移

## 平成27年度末受給者数

(単位:人)

|        | 総数                  | 生別世帯               |               | 死別世帯            | 未婚世帯              | 父又は母が障害者世帯      | 父又は母による遺棄世帯     | 父又は母がDV保護命令を受けた世帯 |
|--------|---------------------|--------------------|---------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
|        |                     | 離婚                 | その他           |                 |                   |                 |                 |                   |
| 母子世帯   | 944,309<br>(100.0%) | 829,066<br>(87.8%) | 819<br>(0.1%) | 7,016<br>(0.7%) | 98,970<br>(10.5%) | 5,169<br>(0.5%) | 2,302<br>(0.2%) | 967<br>(0.1%)     |
| 父子世帯   | 60,537<br>(100.0%)  | 52,798<br>(87.2%)  | 29<br>(0.05%) | 5,259<br>(8.7%) | 654<br>(1.2%)     | 1,623<br>(2.7%) | 174<br>(0.3%)   | -<br>(0.0%)       |
| その他の世帯 | 32,799              |                    |               |                 |                   |                 |                 |                   |
| 計      | 1,037,645           |                    |               |                 |                   |                 |                 |                   |

その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

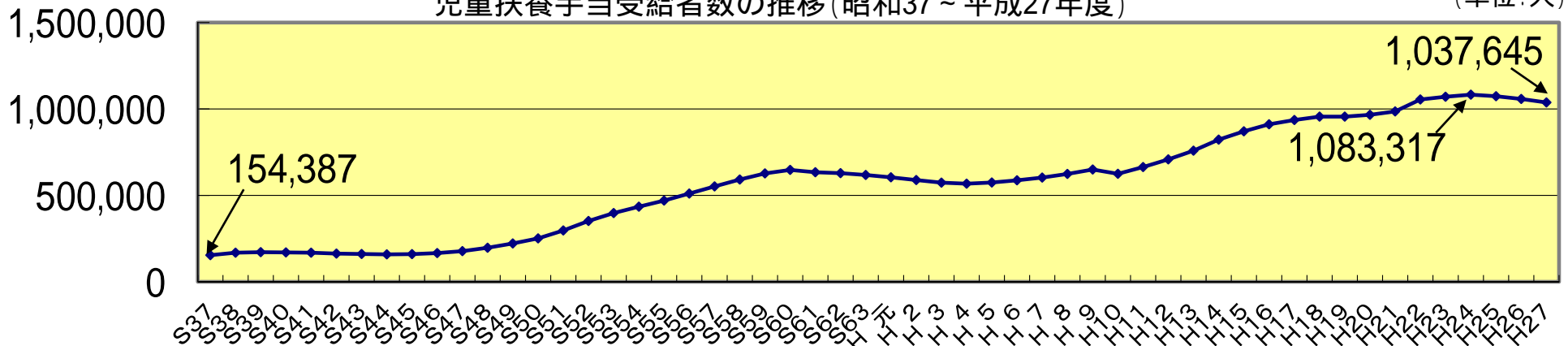
先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成27年度末 45,672人)。

平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

平成27年度末において、全部支給者は557,065人(53.7%)、一部支給者は480,580人(46.3%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成27年度)

(単位:人)



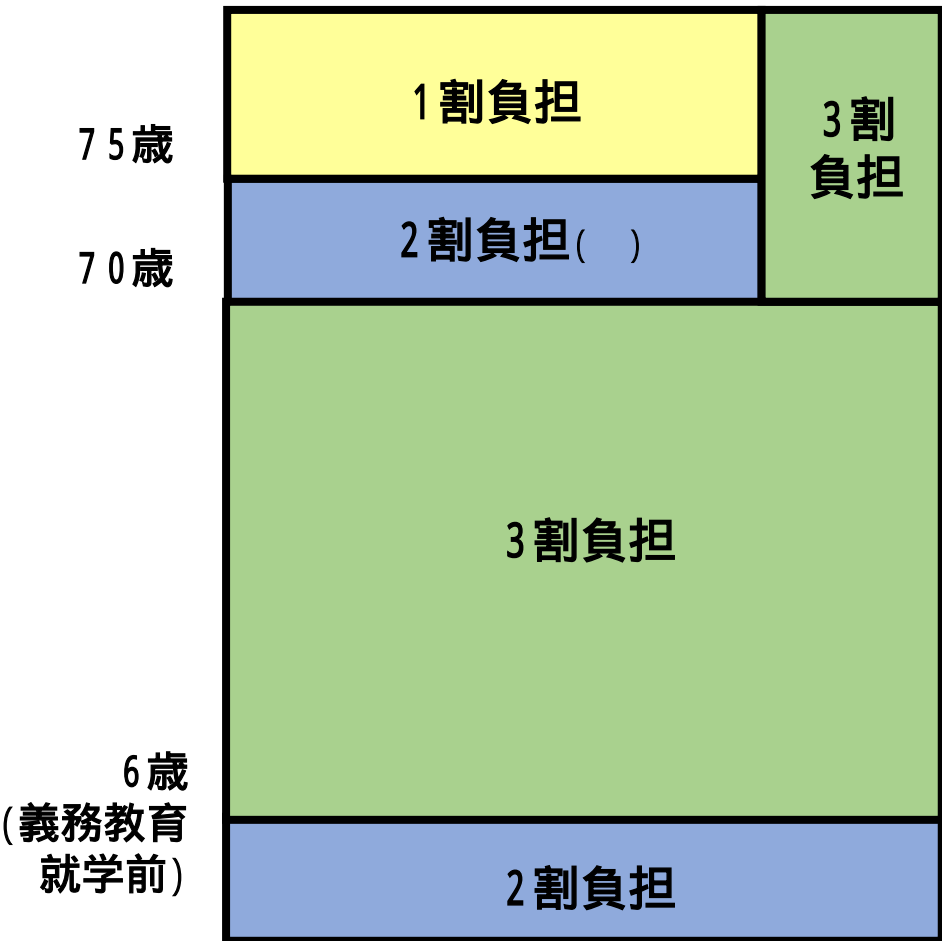
(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」)

# 医療費の自己負担について

- 6歳(義務教育就学前)未満の者の医療費の一部負担(自己負担)割合は2割とされている。
- 家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、高額療養費制度により、月ごとの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給することとされている。

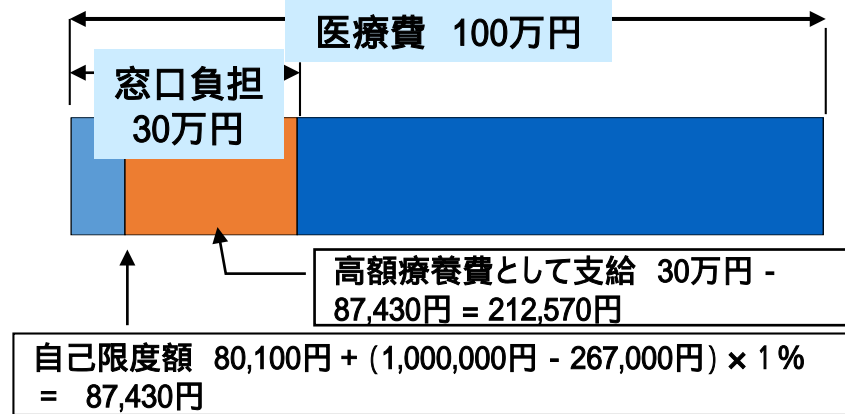
## 【医療費の患者負担割合】

一般・低所得者      現役並み所得者



## 【高額療養費制度】

<一般的な例 被用者本人(3割負担)のケース>



| 年齢    | 負担割合 | 月単位の上限額(円)  |  |
|-------|------|---|--|
|       |      | 70歳未満   | 70歳以上  |
| 70歳未満 | 3割   | 年収約1,160万円～<br>健保：標報83万円以上<br>国保：旧ただし書き所得901万円超           | 252,600 +<br>(医療費 - 842,000) × 1%<br><多数回該当：140,100> |
|       |      | 年収約770～約1,160万円<br>健保：標報53万～79万円<br>国保：旧ただし書き所得600万～901万円 | 167,400 +<br>(医療費 - 558,000) × 1%<br><多数回該当：93,000>  |
|       |      | 年収約370～約770万円<br>健保：標報28万～50万円<br>国保：旧ただし書き所得210万～600万円   | 80,100 +<br>(医療費 - 267,000) × 1%<br><多数回該当：44,400>   |
|       |      | ～年収約370万円<br>健保：標報26万円以下<br>国保：旧ただし書き所得210万円以下            | 57,600<br><多数回該当：44,400>                             |
|       |      | 住民税非課税  | 35,400<br><多数回該当：24,600>                             |

平成20年4月から70歳以上75歳未満の窓口負担は1割に据え置かれていたが、平成26年4月以降新たに70歳になる被保険者等から段階的に2割となる。

(注) 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて定められている。



# 乳幼児等医療費助成制度について

- 医療保険制度における子どもの自己負担額(3割、ただし小学校入学前までは2割)分については、対象年齢、所得制限等の違いはあるものの、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、当該市町村が実施している。(地方単独事業)
- なお、多くの市町村が都道府県の対象年齢等を拡大して実施している。

## 都道府県における実施状況

### 1. 対象年齢

(単位: 都道府県)

| 対象年齢   | 通院 | 入院 |
|--------|----|----|
| 3歳未満   | 2  | -  |
| 4歳未満   | 4  | 1  |
| 5歳未満   | 1  | -  |
| 就学前    | 25 | 22 |
| 9歳年度末  | 3  | 1  |
| 12歳年度末 | 6  | 8  |
| 15歳年度末 | 5  | 14 |
| 18歳年度末 | 1  | 1  |

### 2. 所得制限

所得制限なし 17県(36.2%)  
 所得制限あり 30県(63.8%)

### 3. 一部自己負担

自己負担なし 8県(17.0%)  
 自己負担あり 39県(83.0%)

平成27年4月1日現在  
 厚労省母子保健課調査



## 市町村における実施状況

### 1. 対象年齢

(単位: 市町村)

| 対象年齢   | 通院  | 入院    |
|--------|-----|-------|
| 4歳未満   | 10  | -     |
| 就学前    | 259 | 63    |
| 7歳未満   | 1   | -     |
| 7歳年度末  | 2   | 1     |
| 8歳年度末  | 1   | -     |
| 9歳年度末  | 47  | 15    |
| 10歳年度末 | 4   | -     |
| 11歳年度末 | 1   | -     |
| 12歳年度末 | 148 | 173   |
| 15歳年度末 | 996 | 1,200 |
| 16歳年度末 | 2   | 2     |
| 18歳年度末 | 269 | 286   |
| 22歳年度末 | 1   | 1     |

### 2. 所得制限

所得制限なし 1,402市町村(80.5%)  
 所得制限あり 339市町村(19.5%)

### 3. 一部自己負担

自己負担なし 1,030市町村(59.2%)  
 自己負担あり 711市町村(40.8%)

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

## 概要

母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

## 対象者

### 母子福祉資金

・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等

### 父子福祉資金(平成26年10月1日より)

・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父) ・母子・父子福祉団体 等

### 寡婦福祉資金

・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

## 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

## 貸付条件等

- ・利 子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- ・償還方法:貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

## 実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

## 貸付実績(平成27年度)

|          |                     |                           |                |
|----------|---------------------|---------------------------|----------------|
| ・母子福祉貸付金 | 181億3264万円(35,533件) | ・父子福祉貸付金                  | 3億1676万円(778件) |
| ・寡婦福祉貸付金 | 4億7060万円(752件)      | 貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |                |

## 予算額

[29(28)年度予算案] 36.0億円(38.1億円)

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類

| 資金種類   | 内容  |
|--------|---|
| 事業開始資金 | 事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金                              |
| 事業継続資金 | 現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金   |
| 修学資金   | 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金   |
| 技能習得資金 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)                            |
| 修業資金   | 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金   |
| 就職支度基金 | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金  |
| 医療介護資金 | 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金   |
| 生活資金   | 知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 |
| 住宅資金   | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金  |
| 転宅資金   | 住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金  |
| 就学支度資金 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金   |
| 結婚資金   | 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金  |

# 高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。

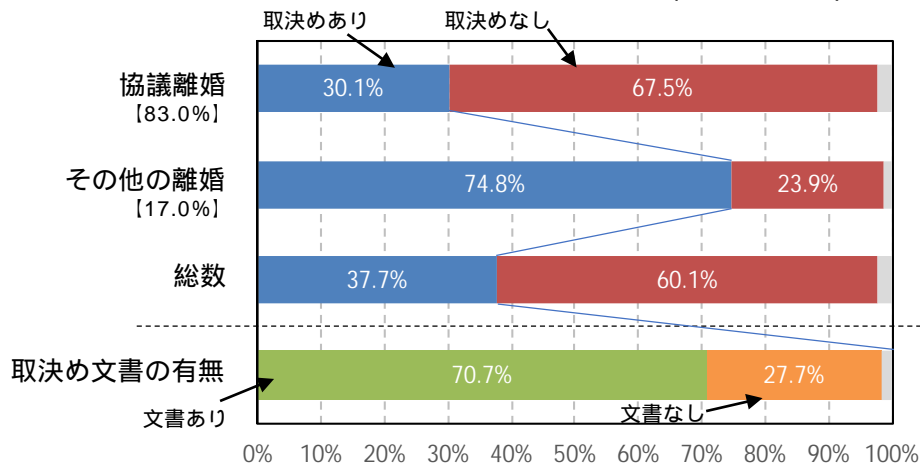
一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

|      | 保護費のやり繰りによる預貯金   | 収入認定除外(恵与金・貸付金)  | 収入認定除外(アルバイト収入)  |
|------|--|--|--|
| 使用目的 | ・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの  | ・被保護世帯の自立更生  | ・被保護世帯の自立更生<br>・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)   |
| 考え方  | ・同上  | ・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額<br>・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)                        | ・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額<br>・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)                        |
| 具体例  | ・私立学校の授業料<br>・クラブ活動費<br>・参考書代<br>・修学旅行費<br>・学習塾費(H27.10～)<br>・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 | ・私立学校の授業料<br>・クラブ活動費<br>・参考書代<br>・修学旅行費<br>・学習塾費(H27.10～)<br>・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用等(H28.7～) | ・私立学校の授業料<br>・クラブ活動費<br>・参考書代<br>・修学旅行費<br>・学習塾費(H27.10～)<br>・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 |

# 養育費の取決め、受給状況

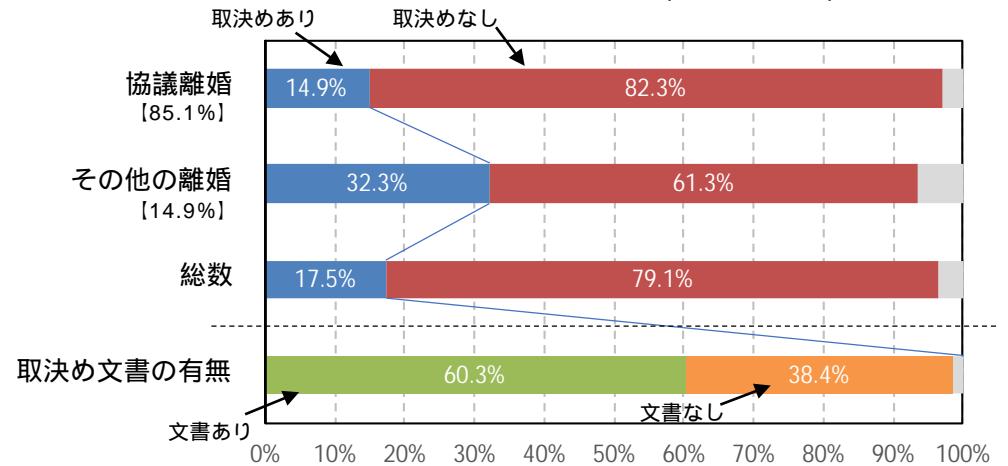
- 協議離婚について、母子家庭、父子家庭ともに養育費の取決めがないケースが多い。また、取決めがあるケースでも、文書を交わしていない場合がある。
- 養育費を「現在受けている」もしくは「過去に受けたことがある」のは、母子家庭で4割、父子家庭で1割に満たない。

### 養育費の取決め状況(母子家庭)



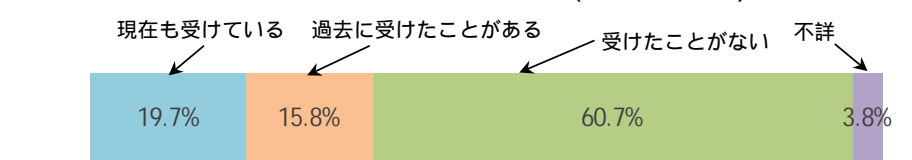
1 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成  
2 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

### 養育費の取決め状況(父子家庭)



1 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成  
2 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

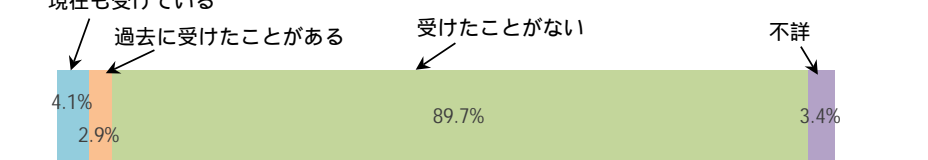
### 養育費の受給状況(母子家庭)



| 母子世帯平均           | (内訳)             |                  |                 |                |
|------------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
|                  | 子供が1人            | 子供が2人            | 子供が3人           | 子供が4人          |
| 43,482円<br>(380) | 35,438円<br>(210) | 50,331円<br>(133) | 54,357円<br>(28) | 96,111円<br>(9) |

( )はサンプル数、厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成

### 養育費の受給状況(父子家庭)



| 父子世帯平均          | (内訳)           |                 |                |       |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-------|
|                 | 子供が1人          | 子供が2人           | 子供が3人          | 子供が4人 |
| 32,238円<br>(21) | 28,125円<br>(8) | 31,200円<br>(10) | 46,667円<br>(3) | -     |

( )はサンプル数、厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成

# 養育費確保に関するこれまでの主な取組

## 養育費に関する規程の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払の責務等を明記した。

## 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

## 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

## 強制執行手続の改善

### （1）平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行等について、より利用しやすくした。

### （2）平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

## 離婚届出時等における養育費取決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村へ配布。



# 養育費確保に関するこれまでの主な取組

## 養育費相談機関の創設・拡充

### (1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- 養育費の意義や取決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し、地方自治体に配布。

### (2) 養育費専門相談員を設置

- 母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置（19年10月）。
- 養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加（22年度）。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（28年度）。

## 民法等の一部改正（24年4月施行）

- 改正法において、離婚協議で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- 離婚届に取決めの有無のチェック欄を設ける（2015年度の取決めチェック率は62.6%（前年度61.8%））
- 養育費の取決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配布

## 離婚届出時等における養育費取決めの促進策の実施（28年10月）

養育費と面会交流の取決め方（合意書のひな形）や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成し、市区町村の窓口において、離婚届用紙と同時に交付する。

# 養育費相談支援センター事業

相談延べ件数:7,774件(平成27年度)  
研修等:95回

【概要】養育費相談支援センターにおいて、養育費相談にあたる人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【平成29(28)年度予算案】 56百万円(55百万円)

## 目指すべき方向

養育費の取決め率の増  
養育費の受給率の増

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
|          | (母子家庭) | (父子家庭) |
| 養育費取決め率: | 約38%   | 約18%   |
| 養育費受給率:  | 約20%   | 約4%    |

(平成23年度全国母子世帯等調査)

ひとり親家庭の生活の安定  
ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

## 養育費相談支援センター設置の趣旨

夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。

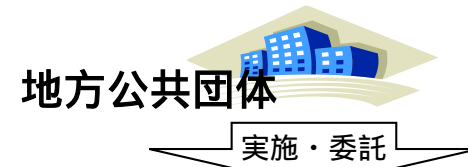
国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 養育費の相談支援の仕組み



### 養育費相談支援センター (委託先:(社)家庭問題情報センター)

養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供  
ホームページへの掲載、パンフレットの作成  
地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のための研修会の実施  
母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援  
(困難事例への支援)  
母子家庭等に対する電話・メールによる相談



### 母子家庭等就業・自立支援センター

リーフレット等による情報提供  
養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援  
母子家庭等への講習会の開催)  
弁護士による法律相談

・研修  
・サポート  
・困難事例  
の相談

養育費相談支援センター 電話相談:0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

(相談時間:平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00)



# 民事執行法の見直しに向けた議論

## 平成15年の民事執行法改正の内容

- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 養育費の支払を求めると同時に給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示手続が創設された。

債務者が手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が十分でない等の指摘。

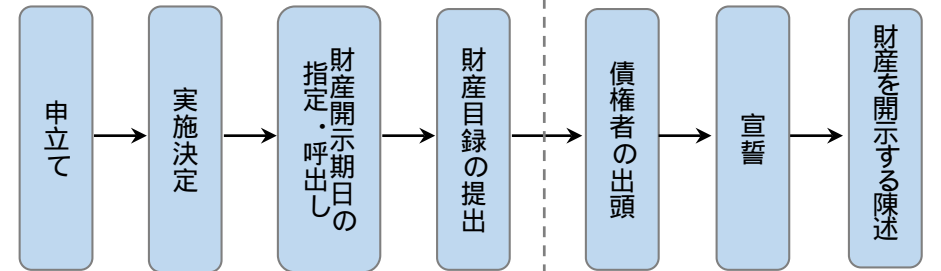
## 財産開示手続の申立件数等

・・・利用件数はそれほど多くない状況

| 年     | H 2 2          | H 2 3          | H 2 4          | H 2 5          | H 2 6          | H 2 7          |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 申立件数  | 1207           | 1124           | 1086           | 979            | 919            | 791            |
| 既済事件数 | 1159           | 1095           | 1126           | 937            | 992            | 817            |
| 開示事件数 | 360<br>(31.1%) | 352<br>(32.1%) | 347<br>(30.8%) | 322<br>(34.4%) | 331<br>(33.4%) | 284<br>(34.8%) |

法制審議会民事執行法部会資料より作成

## 財産開示手続について



虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。  
申立人は、期日に出頭し、債権者に対し、質問をすることができる。

財産開示手続のみでは不十分であり、金融機関から債務者の預金に関する情報を取得することができる制度を新たに導入すべきとの意見。

- 債務者財産の開示制度の実効性の向上を含め、民事執行法制の見直しに向け、法制審議会（法務大臣の諮問機関）において議論が行われているところ。
- **財産開示手続の見直し、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の創設**が、見直しの方向性として提示されている。